

応急仮設住宅の居住環境等の改善に向けた対応について (中間報告書の概要)

対応のポイント

- 被災3県の約3,000世帯（うち6割以上の世帯から回答）、全市町村にアンケート調査を実施。応急仮設住宅のハード・ソフト両面の課題を網羅的に把握し、中間報告で包括的に対策を取りまとめ。
- このうち、本格的な冬を控え待ったなしの『寒さ対策』は当面の対策の目玉。このため、中間報告を待たず、通知を発出して、各県に徹底を要請。
- 今後、『寒さ対策』を含め、ハード面の追加工事等は、各県・市町村で実施状況を点検。PTにも報告を求めていく予定。
- ソフト面では、例えば、多くの世帯が買い物等の不便を指摘。このため、交通手段の確保や、買い物代行、仮設店舗の設置など、『買い物支援』の取組を明示。このほかの課題についても、今後、具体的な対応を推進。
- また、今後は、団地ごとに課題を解決する「個別対応」の考え方を重視。このため、各団地の自治会組織の立ち上げを進め、サポート拠点の設置・運営等を推進する。

1. 応急仮設住宅のハード面に係る改善措置

寒さ対策、砂利道の舗装や玄関の段差解消等のバリアフリー対策、防火防犯対策等のための追加工事等を、各県において、団地ごとの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施し、その実施状況を点検。

2. 買い物を支援するための取組

応急仮設住宅からスーパーや商店へのバスの運行の支援、生活協同組合における宅配手数料の減免や移動販売の実施、NPO法人等による買い物の代行の支援、仮設店舗の整備等の取組を実施

3. 通勤・通学・通院を支援するための取組

通勤・通学・通院の支援は、応急仮設住宅から学校、病院等へのバスの運行の支援、仮設の診療所の整備等の取組を実施

4. 生活費がない、仕事がないといった課題への対応

生活費については、被災者生活再建支援金や義援金の支給、生活福祉資金貸付や災害援護資金貸付により対応。学費や税金、保険料等の減免措置等も実施。また、被災した失業者の雇用機会を確保するための事業や、農業や水産業に従事する者に対する支援を実施

5. 子どもの生活環境の改善に向けた取組

保育所の施設整備に対する補助や、津波被害を受けた学校の移転復旧に対する支援、学校の耐震化を促進するための事業を実施

6. 入居者の健康面の課題への対応

応急仮設住宅での生活の長期化等による健康状態の悪化を防止するため、保健師や管理栄養士等による巡回訪問等の支援の実施や、精神保健福祉士、看護師、臨床心理士等による訪問の実施、研修を受けた地域住民からなる「健康生活サポーター（仮称）」による訪問や健康相談の実施など、継続的な心のケアを実施

今後の居住支援体制の構築に向けた取組

- 今後、被災者の抱える状況や地域によっては、応急仮設住宅での生活が長期化するおそれ。
- このため、今後とも、上記の取組に併せて、以下の点を重視した居住支援体制を構築する。
 - ① 団地ごとに課題を解消していくという「個別対応」の考え方を重視
 - ② 各団地におけるコミュニティの構築に向けた自治会組織の立ち上げ
 - ③ サポート拠点の設置・運営や、入居者の情報のデータベース化など、行政としての支援体制の強化

応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査結果を踏まえた対応について

(応急仮設住宅の居住環境等に関するPT中間報告書)

平成23年10月21日

応急仮設住宅の居住環境等に関するPT

1. これまでの経過

- 応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームは、応急仮設住宅の入居者の居住環境を中心とした課題を把握し、これらの課題に対して、関係府省庁・関係地方自治体が連携して講ずべき対応策を検討するため、本年8月4日に開催されたもの。
- その後、応急仮設住宅を設置する市町村及び応急仮設住宅の入居者に対して、応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施し、本年9月30日に開催した第2回会合において、この結果を報告し、検討を行ったものである。

(参考) アンケート調査の対象

- ・市町村調査：応急仮設住宅を設置する全市町村（50市町村）
- ・入居者調査：応急仮設住宅に入居する3,231世帯（※）

このうち、有効回答数2,013世帯（約62%）

(※) 各県の団地数を考慮し、各団地から、その規模に応じて抽出

- 今般、関係府省庁及び関係地方自治体との調整を行い、これらの課題に対する国としての対応方針案を取りまとめたので、報告する。

2. 各課題への対応方針

(1) 応急仮設住宅の構造設備面に係る課題について

<基本的な考え方>

- アンケート調査においては、応急仮設住宅のそれぞれの部位ごとに様々な課題が提起された。
- これらの課題の中には、応急仮設住宅の構造本体に関わるものなど、これから改善措置を講ずることが困難な課題も含まれているが、早急に改善措置を講ずべきものも含まれており、優先順位をつけた上で、順次改善措置を講ずることとする。なお、構造本体に関わる課題については、今後の応急仮設住宅の仕様上の課題として整理する。

○また、改善措置の実施に要する経費については、災害救助法による国庫負担の対象とする。

<具体的な対応方針>

○応急仮設住宅の構造設備面に係る課題に対しては、それぞれの課題ごとに、災害救助法の国庫負担の対象とする追加工事等の内容（別添①）を各県に対して提示する。

（追加工事等の内容）

- ①寒さ対策に係る課題（断熱材の追加、居室への畳の設置、エアコンの追加整備 等）
- ②バリアフリー対策に係る課題（砂利道となっている通路の舗装 等）
- ③防火防犯対策に係る課題（外灯の増設、消火器の各戸設置等）
- ④雨風対策に係る課題（玄関先への風除室の整備、通路における側溝の整備 等）
- ⑤その他の課題（集会所・談話室の追加設置、居室・玄関の網戸の設置 等）

○各県においては、提示した追加工事等について、それぞれの団地ごとの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施するものとする。

<各団地における点検の実施>

- 別添①に掲げられた追加工事等が適切に各団地において実施されるよう、別添②の様式により、各市町村・県においてその実施状況の点検を行う。
- また、その状況については、定期的にPTとして報告を求めるとともに、公表する。

（２）応急仮設住宅の立地状況に係る課題について

<基本的な考え方>

- 日常の買い物の利便性や病院、診療所への通院の利便性など、応急仮設住宅の立地状況については、総じて約４割の入居者から『不便』との回答が寄せられている。
- これらの応急仮設住宅の立地状況に係る課題への対応としては、①入居者の移動手段の確保、②入居者が必要なサービスや商品等をお届けする手段の確保、③入居者が必要なサービスや商品等を身近に提供する場の確保が考えられる。

- このため、各府省庁の現在の取組や平成23年度第3次補正予算案で対応することとしている取組を、これらの類型に分類した上で、各県に示すこととする。

<具体的な対応方針>

- 応急仮設住宅の立地状況に係る課題への各府省庁の具体的な取組内容は別添③のとおりである。

(例) 買い物を支援するための取組

- ①入居者の移動手段の確保に係る取組
 - 応急仮設住宅からスーパーや商店へのバスの運行の支援
- ②入居者に必要な商品等をお届けする手段の確保に係る取組
 - NPO法人等による買い物の代行の支援
 - 生活協同組合における宅配手数料の減免や移動販売の実施等
- ③入居者が必要な商品等を身近に提供する場の確保に係る取組
 - 仮設店舗の整備

- 応急仮設住宅の立地状況については、応急仮設住宅のある団地によって様々であるため、実際にどのような取組を進めるのかについては、各県と最も身近にある市町村が協調して、国における施策やそれぞれの団地の状況を踏まえ、具体的対応等を検討していく必要がある。
- その際、今回のアンケート調査でも明らかとなったように、各市町村の応急仮設住宅の立地状況に係る認識と、実際の入居者の認識とで違いがあることについて、各県・市町村は十分に留意することが必要である。

(3) その他現在入居者が困っている課題について

<基本的な考え方>

- 応急仮設住宅の入居者が現在困っていることについては、以下の6つの類型ごとに様々な課題が提起された。

(アンケート調査における類型)

アンケート調査においては、①経済面、②仕事(雇用)、③学校、④健康面、⑤近所付き合い、⑥その他に分けて、それぞれについて、入居者の方が現在困っていることについて調査するという方法で行った。

- これらの課題に対しては、各府省庁の現在の取組や平成23年度第3次補正予算案で対応することとしている取組を、それぞれの類型ごとに分類した上で、各県に示すこととする。

<具体的な対応方針>

- 応急仮設住宅の入居者が現在困っている課題への各府省庁の現時点での具体的な取組内容は別添④のとおりである。

○なお、今回のアンケート調査で提起された課題の多くは、応急仮設住宅の入居者に限ったものではなく、広く被災者が抱えている課題でもある。このため、その対策については、当面の取組として、別添④に掲げられるものを各府省庁や関係地方自治体とで連携して進めつつ、更に復興に向けた取組の中で、幅広く対応していくこととしたい。

※（２）及び（３）に掲げた取組の対応状況については、定期的にPTとして報告を求めるとともに、公表する。

（４）（１）～（３）を総括したポイントは以下のとおり。

応急仮設住宅の居住環境等に改善に向けた対応（ポイント）

1. 応急仮設住宅のハード面に係る改善措置

寒さ対策、砂利道の舗装や玄関の段差解消等のバリアフリー対策、防火防犯対策等のための追加工事等を、各県において、団地ごとの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施し、その実施状況を点検。

2. 買い物を支援するための取組

応急仮設住宅からスーパーや商店へのバスの運行の支援、生活協同組合における宅配手数料の減免や移動販売の実施、NPO法人等による買い物の代行の支援、仮設店舗の整備等の取組を実施

3. 通勤・通学・通院を支援するための取組

通勤・通学・通院の支援は、応急仮設住宅から学校、病院等へのバスの運行の支援、仮設の診療所の整備等の取組を実施

4. 生活費がない、仕事がないといった課題への対応

生活費については、被災者生活再建支援金や義援金の支給、生活福祉資金貸付や災害援護資金貸付により対応。学費や税金、保険料等の減免措置等も実施。また、被災した失業者の雇用機会を確保するための事業や、農業や水産業に従事する者に対する支援を実施

5. 子どもの生活環境の改善に向けた取組

保育所の施設整備に対する補助や、津波被害を受けた学校の移転復旧に対する支援、学校の耐震化を促進するための事業を実施

6. 入居者の健康面の課題への対応

入居者の健康面については、応急仮設住宅での生活の長期化等による健康状態の悪化を防止するため、保健師や管理栄養士等による巡回訪問等の支援の実施や、精神保健福祉士、看護師、臨床心理士等による訪問の実施、研修を受けた地域住民からなる「健康生活サポーター（仮称）」による訪問や健康相談の実施など、継続的な心のケアを実施

3. 今後の応急仮設住宅での居住支援体制の構築に向けた取組

- 今後、各地で復興の取組が進み、応急仮設住宅での生活が一刻も早く解消されることが望まれるが、被災者の抱える状況や地域によっては、やむを得ず応急仮設住宅での生活が長期化するおそれもある。
- このため、今後とも、上記の取組に併せて、以下の点を重視した居住支援体制の構築を図ることが重要である。

(1) 団地ごとの「個別対応」の重要性

- 各団地は、今回のアンケート調査結果からも明らかとなったように、立地・構造設備・入居者の状況が大きく異なっている。応急仮設住宅での生活が長期化するおそれがある中で、入居者の方が抱える課題も団地ごとに大きく異なってくる可能性が高い。
- このため、団地間の格差の解消を図る一方で、団地ごとの課題を解決していく「個別対応」の考え方が重要である。

(2) 団地ごとの「コミュニティ」の構築

- 各団地における「コミュニティ」の構築に向け、まずは、それぞれの団地ごとを基本として自治会組織を構築し、自治会組織において、応急仮設住宅の入居者が抱える課題等の情報集約を図り、自ら主体的に課題の解決を図っていくことが必要である。
- 応急仮設住宅の各団地における自治会組織については、既に、市町村の支援により立ち上げる動きも見られるが、入居者が応急仮設住宅で孤立化することを防止する観点からも、自治会組織の立ち上げを急ぐ必要がある。

(参考) 被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における自治会の設置状況(10月14日現在)

	岩手県	宮城県	福島県	合計
設立済	163(51.7%)	156(39.6%)	128(76.6%)	447(51.0%)
地域の自治会への組込み	23(7.3%)	63(16.0%)	6(3.6%)	92(10.5%)
設立準備中	127(40.3%)	167(42.4%)	29(17.4%)	323(36.9%)
未設置	2(0.6%)	8(2.0%)	4(2.4%)	14(1.6%)
建設中又は未入居	4	6	18	28
合計	319	400	185	904
(参考) 全団地数	319	400	172	891

※福島県は、一団地に複数の自治会が設置されているケースがあるため、自治会数が団地数を上回っている。

(3) 行政としての支援体制の強化

○コミュニティの構築を進める一方で、行政としての支援体制を強化する必要がある。自治会組織の立ち上げが遅れている団地はもちろんのこと、自治会組織が設置された団地であっても、その機能が十分に発揮できるよう、市町村を中心とする支援体制は不可欠である。

○こうした観点から以下のような取組が重要である。

ア 入居者のニーズや要望を丁寧にくみ上げ、行政サービスにつなげる仕組み

・ サポート拠点の設置・運営

応急仮設住宅における高齢者・障害者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス等の総合的な機能を有するサポート拠点の設置・運営

・ 入居者同士での交流や見守り等の活動の支援

それぞれの団地の入居者が「絆」やつながりを持ち続けることができるよう、集会所等を活用して、市町村やNPO法人等が、住民ニーズの把握や、見守り等の支援体制の構築、関係者間の総合調整等の一体的な取組の支援

イ 応急仮設住宅の入居者のデータベースの構築等

・ 応急仮設住宅に入居されている方への支援を継続的・効果的に行うために、団地ごとに、入居者の方の情報等を把握し、データベース化する。

・ こうしたデータベースの構築は、地方自治体が行うことが必要となる。既にこうした取組を進めている地方自治体の先例も十分に踏まえながら、今後、国と地方自治体が協力して、データベースとする情報の内容や、データベース化した後の情報共有の在り方等について検討を進めていく。

・ また、その際には、民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として各県が借り上げている場合についても含めて検討を行っていくこととする。

(別添①)

応急仮設住宅のハード面における追加工事等

※各県において、それぞれの団地ごとの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施するものとする。

1. 寒さ対策

- ・ 壁、天井、床下への断熱材等の追加・補強
- ・ すきま風防止用のシート等の追加・補強
- ・ 窓の二重サッシ化、複層ガラス化等
- ・ 居室へのたたみ設置
- ・ 玄関先への風除室等の整備
- ・ 窓の雪囲いの設置（十手金具及び雪よけ板）
- ・ 屋根の転落防止アングルの設置（雪降ろし時）
- ・ エアコンの追加整備
- ・ 石油ストーブ等の暖房器具の設置
- ・ トイレの暖房便座化
- ・ 換気扇、換気口の追加整備（結露対策）
- ・ 水道管等の凍結防止
（水抜き（ドレン）、断熱材追加、防止ヒーター整備）
- ・ 合併処理浄化槽の凍結防止
- ・ エアコン室外機の高所設置化（積雪対応）
- ・ 電気設備拡充に伴う電気容量増強工事
- ・ 防風ネット・壁等の整備
- ・ 通路、駐車場の舗装及び排水用側溝の整備（除雪対応）
- ・ 堆雪場（雪捨て場）の配置
- ・ 集会所・談話室へのエアコンの設置

2. バリアフリー対策

- ・ 通路、駐車場の舗装及び排水用側溝の整備
- ・ 玄関の手すり、スロープ等の設置（必要世帯）
- ・ トイレの手すり、ステップ等の追加（必要世帯）
- ・ 浴室のバリアーの軽減（必要世帯）
（滑り止め、浴槽縁の手すり設置、浴室・浴槽内の床のかさ上げ等）

3. 防火防犯

- ・ 外灯の増設（タイマー付き等含む）
- ・ 各住戸への消火器設置
- ・ 集会所・談話室へのAED（自動体外式除細動器）設置
- ・ 各住戸、集会所・談話室への非常ベルの設置
- ・ 各住戸に呼び鈴の設置
- ・ カーブミラーの設置

4. 雨風対策

- ・ 玄関の風除室等の整備
- ・ 通路、駐車場の舗装及び排水用側溝の整備
- ・ 防風ネット・壁等の整備
- ・ 物干し台の雨よけの設置（ひさし設置等の代替策含む）

5. その他

- ・ 集会所、談話室の追加整備
- ・ 空き住戸を活用した、共有のトランクルーム
- ・ 居室側・玄関側の網戸の設置
- ・ シンクのみで調理台がない仕様の場合の調理台の追加
- ・ 住戸案内板の増設、名字の表記
- ・ 掲示板の増設・位置の変更

（参考）今後の応急仮設住宅の仕様等において検討を行うもの

- ・ 基準面積（収納スペース確保を含む）
 - ・ 今回の追加工事に対応した仕様の標準化
 - ・ 防音対策、風呂の追い炊き機能等、今回は追加工事に対応出来なかった仕様の標準化
- * 設置場所の環境・気象等を踏まえた仕様の明確化

(別添②)

応急仮設住宅の追加工事等の進捗管理について

※応急仮設住宅の追加工事等が、適切かつ着実に各団地において実施されるよう、別紙様式により、各県において、その実施状況の把握・管理を行うものとする。

1. 各県から国（厚生労働省）への報告の周期

○毎週金曜日に別紙様式にて報告

2. 報告内容

①団地ごとに、

- ・作業開始（予定）日
- ・作業完了（予定）日

②さらに、追加工事等の項目ごとに、

- ・○ 対応完了（注1）
- ・△ 対応中
- ・× 未対応（これから対応）
- ・－ 対応の必要無し（注2）

を記載し進捗状況の報告をする。

（注1）「対応完了」には、当初仕様の段階で既に対応済みであり、更なる対策を講ずる必要が無いものも含む。

（注2）追加工事等の項目ごとの必要性の有無については、各県にて建物の構造面、立地状況等を総合的に勘案した上で判断するよう留意すること。

3. その他

○追加工事等の開始及び完了日が当初の予定より遅れている場合は、適宜、その遅延理由、開始及び完了時期を備考欄に記載する。

応急仮設住宅の立地状況に係る課題への対応について

課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
		取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
買い物する場所がない、遠い	市町村の生活交通の確保・維持を支援	地域公共交通確保維持改善事業	応急仮設住宅からスーパー、商店、病院等の公的機関等との間の移動のための輸送など、生活に必要な交通の確保・維持に対する支援を行うもの。	305億円の内数 ※このほか、平成23年度第3次補正予算において、幹線バス交通の確保・維持の支援について、積み増し予定。	国土交通省
	買い物の代行を実施	貧困・困窮者の「絆」再生事業	自治体やNPO法人等が、被災者の生活再建の観点から買い物代行等の被災者への支援事業を実施する際に必要な経費に対して助成を行うもの。	100億円の内数 ※平成23年度第3次補正予算において、緊急雇用創出基金(住まい対策)を拡充・積み増し、平成24年度末まで延長予定。	厚生労働省
		地域支え合い体制づくり事業	仮設住宅における高齢者の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービスなどの総合的な機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を推進している(「サポート拠点」において買い物の代行を行うことは可能である。)	70億円 ※平成23年度第3次補正予算において介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)を積み増し、1年間延長予定。	厚生労働省
	生活協同組合による買い物支援の実施	生活協同組合による買い物支援	生活協同組合が、主に組合員を中心とした食料品や日用品等の宅配にかかる手数料を減免するもの(岩手県、宮城県及び福島県内の各生協)及び、移動販売の実施(みやぎ生協)	—	厚生労働省
	仮設店舗を設置	被災地域産業地区再整備事業	被災された中小事業者等の早期の事業再開を支援するため、独立行政法人中小基盤整備機構が、自治体の要望を受けて仮設店舗等の整備を実施するもの。	225億円 ※平成23年度第3次補正予算要求を行い、継続予定	経済産業省

課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
		取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
会社等に通勤するのに不便	市町村の生活交通の確保・維持を支援	地域公共交通確保維持改善事業【再掲】	応急仮設住宅からスーパー、商店、病院等の公的機関等間の移動のための輸送など、生活に必要な交通の確保・維持に対する支援を行うもの。	305億円の内数 ※このほか、平成23年度第3次補正予算において、幹線バス交通の確保・維持の支援について、積み増し予定。	国土交通省
学校等に通学するのに不便	市町村の生活交通の確保・維持を支援	地域公共交通確保維持改善事業【再掲】	応急仮設住宅からスーパー、商店、病院等の公的機関等間の移動のための輸送など、生活に必要な交通の確保・維持に対する支援を行うもの。	305億円の内数 ※このほか、平成23年度第3次補正予算において、幹線バス交通の確保・維持の支援について、積み増し予定。	国土交通省
	スクールバスを運行	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	被災し通学困難となった小・中学生に対するスクールバス運行経費については、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金で支援を実施しているところ。 高校生に対するスクールバス運行経費については、特例交付された特別交付税の活用が可能。	113億円の内数 ※3次補正予算において、スクールバスの運行により通学手段の確保に係る通学費など既存事業不足分の積み増しを行うほか、基金の期間を3年延長する予定。	文部科学省
	寄宿舍を整備	公立学校施設整備事業	地方公共団体が実施する公立学校の新增築事業、改築事業、耐震補強事業、大規模改造事業等の施設整備に要する経費の一部を国庫補助。 当該事業の中では、へき地教育振興法に規定する「へき地学校」(小・中学校)の児童生徒のための寄宿舍の新增築も対象。	805億円の内数	文部科学省

課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
		取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
病院等へ通院するのに不便	市町村の生活交通の確保・維持を支援	地域公共交通確保維持改善事業【再掲】	応急仮設住宅からスーパー、商店、病院等の公的機関等間の移動のための輸送など、生活に必要な交通の確保・維持に対する支援を行うもの。	305億円の内数 ※このほか、平成23年度第3次補正予算において、幹線バス交通の確保・維持の支援について、積み増し予定。	国土交通省
	仮設診療所等を整備	診療確保事業	仮設住宅等で生活する被災者の医療提供体制を迅速に確保するため仮設診療所(薬局を併設するものを含む。)、仮設歯科診療所等を整備するために補助を行うもの。	14億円	厚生労働省

応急仮設住宅の立地状況以外の諸課題への対応について

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
① 経済面	生活費がない	当座、生活に必要な資金の供与・貸与を行う	被災者生活再建支援制度	災害により居住する住宅が全壊したなど、著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」を、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」を支給する。	3,526億円	内閣府(防災)
			災害援護資金	災害により負傷し、又は住宅、家財に被害を受けた被災者に対して原則無利子で貸付を行う。	352億円	厚生労働省
			災害弔慰金等	災害により死亡した人の遺族への弔慰金や重度の障害を受けた人への見舞金を支給。	486億円	厚生労働省
			生活福祉資金	都道府県社会福祉協議会において、被災者の方々に対して生活復興支援資金等の貸付を行う。	257億円 ※平成23年度第3次補正予算において、貸付原資の確保等について積み増し予定。	厚生労働省
	学費等が支払えない	学校の授業料等を減免、学用品費等の支給を行う	私立高校の授業料減免措置	私立の高等学校等が、生活保護世帯や家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料軽減措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。	3億円	文部科学省
			高校生修学支援基金の延長・積み増し	平成24年度以降も、経済的理由にかかわらず高校生等が学業を継続できるよう引き続き支援するため、本基金を更に3年間延長(26年度末まで)するために要する経費を措置予定。	※平成23年度第3次補正予算において基金の延長・積み増しを行う予定。	文部科学省

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
① 経済面	学費等が支払えない	学校の授業料等を減免、学用品費等の支給を行う	大学等の授業料等減免措置	学ぶ意欲のある学生等が経済的理由により就学を断念することがないよう、各大学等が実施する授業料等減免措置を支援。	319億円 ※平成23年度第3次補正予算案において積み増し予定。	文部科学省
			要保護児童生徒援助費補助金	市町村が行う、学用品費等の就学援助事業のうち、要保護者に対する事業費の1/2を国が補助。	7億円	文部科学省
			幼稚園就園奨励費補助	保護者の所得状況に応じて経済的負担を権限等することを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、所要経費の一部を補助。(補助率:1/3以内)	212億円	文部科学省
			特別支援教育就学奨励費	特別支援学校等への就学の特殊事情を踏まえ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために、学用品等購入費、通学費等を援助。	76億円	文部科学省
			被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	・震災により、就学等に支援が必要となった幼児児童生徒の保護者に対し、都道府県等が実施する学用品費等の就学援助事業、奨学金事業、授業料減免事業などを支援。 ・また、震災により被災した幼児児童生徒の授業料等減免措置を行った私立学校の設置者に対し、都道府県が実施する補助事業を支援。	113億円 ※平成23年度第3次補正予算要求額。従来の事業の延長、必要経費の積み増しを要求予定。	文部科学省
			緊急採用奨学金	災害等により家計が急変した学生を対象とした「緊急採用奨学金」(無利子)の申請を随時受付。	58億円	文部科学省

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
① 経済面	税金が払えない	固定資産税等の免除や自動車関係税の非課税措置などを創設する	固定資産税等の免除や自動車関係税の非課税措置	<p>東日本大震災への税制上の対応として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する固定資産税等の課税免除、 ・被災代替家屋等に係る固定資産税等の特例措置及び被災代替自動車に係る自動車関係税の非課税措置などを創設。 <p>東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に対する固定資産税等の課税免除や、 ・警戒区域内家屋の代替家屋等に係る固定資産税等の特例措置及び警戒区域内自動車の代替自動車に係る自動車関係税の非課税措置などを創設。 	—	総務省
	医療費が支払えない	医療保険制度の保険料減免等の特別措置を講ずる	医療保険制度の保険料減免等の特別措置	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した被保険者等について、医療保険の保険料や一部負担金等の減免等を行う場合に、保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。 ・今回の震災により影響を受けた保険者等が、円滑に業務を実施できるようにするための支援を行う。 	864億円	厚生労働省
		国民健康保険の保険者等への支援を行う	国民健康保険の保険者等への支援	被災者の方々の固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料(税)の収入の減少に対する保険者への財政支援等を行う。	※平成23年度第3次補正予算において要求予定。	厚生労働省
	介護保険料が支払えない	介護保険制度の保険料減免等の特別措置を講ずる	介護保険制度の保険料減免等の特別措置	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した被保険者について、介護保険の保険料、利用者負担や食費・居住費等の減免を行う場合に、保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。 ・今回の震災により影響を受けた保険者等が、円滑に業務を実施できるようにするための支援を行う。 	275億円	厚生労働省
	障害者福祉サービスの利用者負担額が支払えない	障害福祉サービスの利用者負担減免等の特別措置を講ずる	障害福祉サービスの利用者負担減免等の特別措置	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した障害者について、障害福祉サービス等の利用者負担や障害者支援施設入所者の食費・居住費の自己負担の免除を行う場合に、市町村の負担を軽減するための財政支援を行う。 	2.1億円	厚生労働省

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
① 経済面	労働保険料が支払えない	労働保険料の支払いの免除を行う	労働保険料の支払い免除	特定被災区域の事業主からの申請により、賃金の支払いに著しい支障が生じているなど労働保険料の支払が困難であると認められる場合は、その困難であると認められる期間に係る保険料を免除する。	—	厚生労働省
	失業中の生活費がない	雇用保険の給付の支給期間の延長を行う	雇用保険の給付の支給期間の延長	・震災により事業所が休止・廃止したために、休業等を余儀なくされた者に対して、失業としているものとみなして基本手当を支給する特例措置を実施。 ・特定被災区域の事業所に雇用されている者であって、震災によってやむを得ず離職した者に対して、現行の原則60日分の個別延長給付に加えて、更に60日分の個別延長給付を支給する特例措置を実施。 ・さらに、被災3県の沿岸地域等の市区町村に居住する方の給付日数を90日分延長する措置を実施。	2,941億円	厚生労働省
	まだ、ローンの支払いが残っていた家や車等が流されてしまった	債務の免除等を行う	個人債務者の私的整理に関するガイドライン	・法的倒産手続による不利益を回避しつつ、一定の手続に則った債務免除等を行う。 ・被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助(2次補正予算の東日本大震災復旧・復興予備費にて予算措置)。	10.7億円 ※別途、平成23年度第3次補正予算において、ガイドラインの周知・広報を実施予定。	金融庁
			住宅金融支援機構の既往ローンに係る返済猶予や猶予期間中の金利引き下げ措置等	住宅金融支援機構の既往ローンの返済が困難になった被災者に対して、返済猶予や猶予期間中の金利引き下げ措置等の支援を実施。 なお、新規の融資については、災害復興住宅融資による支援を実施。	560億円 ※平成23年度第3次補正予算において、積み増しの上、拡充予定。	国土交通省
	農林漁業等経営が立ち行かなくなってしまった	農業経営復旧・復興等のための金融支援を行う	農業経営復旧・復興等のための金融支援	農林漁業者等向け災害復旧関係資金について、既往債務の借り換えと新規の融資を一体化し、一定期間実質無利子・無担保・無保証人での貸付が可能となるよう利子助成金等を交付。	400億円 ※平成23年度第3次補正予算において、既存施策の融資枠の追加等を措置予定。	農林水産省

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
② 仕事(雇用)	働こうにも仕事がない	雇用の創出を行う	雇用創出基金事業	被災した失業者の雇用機会を創出する震災対応事業を拡充し、震災等緊急雇用対応事業として実施。自治体が直接雇用、あるいは企業やNPO、商工会、農協、漁協等に委託することにより被災された方々の当面の雇用機会を創出。	500億円 ※平成23年度第3次補正予算において、重点分野雇用創出事業の基金の積み増しの上、拡充予定	厚生労働省
				・将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行う(事業復興型雇用創出事業) ・雇用面でのモデル性がある等の事業を自治体が企業等に委託して実施。(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)	※平成23年度第3次補正予算において要求予定	厚生労働省
		新卒者等への就職支援を行う	新卒者等の就職支援	<ul style="list-style-type: none"> 「学生等震災特別相談窓口」の設置 既卒者対象奨励金の要件緩和・拡充 ジョブサポーターの増員 首都圏で就職活動を行う被災学生等に対する労働大学校・オリンピックセンターの宿泊施設の提供 被災地等における就職面接会等の開催 卒業後3年以内の被災既卒者を雇用した事業主への奨励金について、平成25年3月末まで延長する特例措置を講じるとともに、ジョブサポーターの増員等を実施。 厚生労働省、文部科学省との連携で、内定取消の状況把握に努めるほか、主要経済団体に対し被災学生・生徒等の求人確保に関する要請書を発出するなど、被災学生・生徒等への就労支援・雇用創出のための取組を実施するとともに、大学・高校等できめ細やかな就職支援・指導を実施するよう依頼。 若年者の就職支援の経験の有する者や地域産業界の事情に精通する者等を、緊急進路指導員として被災地域の高等学校等へ配置することにより、高校生への進路指導・就職支援を行う。 	15億円 ※平成23年度第3次補正予算において、事業主への奨励金について、緊急人材育成・就職支援基金を積み増し、震災特例を1年間、その他を3ヵ月間延長予定 ※平成23年度第3次補正予算において、ジョブサポーターの増員等を要求予定 緊急進路指導員の派遣： ※平成23年度第3次補正予算において要求予定	厚生労働省 文部科学省

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
② 仕事(雇用)	働こうにも仕事がない	新卒者等への就職支援を行う	地域における男女共同参画アドバイザー派遣事業	新卒者等への就職支援のため、専門家を派遣し、男女共同参画の観点からの助言等を実施。専門家に対する旅費、謝金等を支給。	0.07億円のうち一部を震災枠とする	内閣府
		職業訓練を実施する	職業訓練の拡充等	・被災により離職された方や未就職の既卒者の方が、就職のために技能や知識を身につける必要がある場合、職業訓練を無料で受けることができる。訓練期間中の生活支援のための給付金が支給される制度もある。 ・職業訓練等の相談援助を行う「震災特別相談窓口」を設置。	緊急人材育成支援事業：3,906億円 求職者支援制度：665億円 公共職業訓練(委託訓練)：344億円 ※平成23年度第3次補正予算において、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等の拡充のための積み増し予定。	厚生労働省
		農林水産業への就業支援を行う	被災者向け農の雇用事業	・農業法人等が被災農業者等を雇用して実施する実践的な研修を支援	※平成23年度第3次補正予算において要求予定。	農林水産省
			震災復興林業人材育成対策事業	岩手県、宮城県、福島県の被災者を対象に、林業事業体による本格採用に向けた研修等を実施	※平成23年度第3次補正予算において要求予定。	農林水産省
			漁業復興担い手確保支援事業	漁業関係の雇用の維持・確保のための若青年漁業者の技術習得の支援や漁家子弟の就業支援等の実施	※平成23年度第3次補正予算において要求予定。	農林水産省
		失業中の生活費がない(再掲)	雇用保険の給付の支給期間の延長を行う	雇用保険の給付期間の延長【再掲】	・震災により事業所が休止・廃止したために、休業等を余儀なくされた者に対して、失業としているものとみなして基本手当を支給する特例措置を実施。 ・特定被災区域の事業所に雇用されている者であって、震災によってやむを得ず離職した者に対して、現行の原則60日分の個別延長給付に加えて、更に60日分の個別延長給付を支給する特例措置を実施。 ・さらに、被災3県の沿岸地域等の市区町村に居住する方の給付日数を90日分延長する措置を実施。	2,941億円

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
② 仕事(雇用)	自営、事業の再開ができない	仮設店舗を設置する	被災地域産業地区再整備事業	被災された中小事業者等の早期の事業再開を支援するため、独立行政法人中小基盤整備機構が、自治体の要望を受けて仮設店舗等の整備を実施するもの。	225億円 ※平成23年度第3次補正予算要求を行い、継続予定	経済産業省
			資金繰りの支援を行う	小規模事業者経営改善資金融資	小規模事業者が無担保・無保証で利用できる低利融資において、震災により被害を受けた方を対象にして貸付限度額や金利引き下げ措置を拡充。	725億円の内数
		保育環境等の整備を行う	安心子ども基金	保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。	3,727億円の内数 ※平成23年度第3次補正予算において要求予定。	厚生労働省
			社会福祉施設等災害復旧費	災害復旧事業に要する費用を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もつて施設入所者等の福祉を確保する。	51億円 ※平成23年第3次補正予算において要求予定。	厚生労働省
		農林水産業に従事する者に対する支援を行う	農業経営復旧・復興等のための金融支援【再掲】	農林漁業者等向け災害復旧関係資金について、一定期間実質無利子、無担保・無保証人での借入れが可能となるよう利子助成金等を交付。	400億円 ※平成23年度第3次補正予算において、既存施策の融資枠の追加等を措置予定。	農林水産省
			被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	被災農家等が荒廃した耕作放棄地を再生した農地で営農活動を再開するまでの一連の取組に対し支援	※平成23年度第3次補正予算において要求予定。	農林水産省
			農山漁村における被災者の受入れ支援	・農山漁村地域における活用できる農地、耕作放棄地及び農林水産業関係の雇用、空き家等の住まい等に関する受入れ情報をとりまとめ、自治体を通じて被災地域に提供 ・被災農家等と受入れ可能な農山漁村地域とのマッチングの推進等の支援を実施	※平成23年度第3次補正予算において要求予定。	農林水産省
			生活衛生関係営業者等に対する支援を行う	生活衛生関係営業者等に対する低利融資等	・日本政策金融公庫において、直接被害、間接被害及び風評被害を受けた者に対して低利融資を行っている。 ・生活衛生関係営業対策事業費補助金を活用して被災生活衛生営業者の復旧・復興を支援している。	21.14億円 ※平成23年度第3次補正予算において、積み増し予定。 (貸付の取扱期間の延長を要求予定)

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
③ 学校	学校の環境整備が必要	学校の施設整備を行う	公立学校施設整備事業	地方公共団体が実施する公立学校の新增築事業、改築事業、耐震補強事業、大規模改造事業等の施設整備に要する経費の一部を国庫補助。	1,145億円の内数 ※平成23年度第3次補正予算においても要求予定。	文部科学省
			私立学校施設の耐震化	学校施設の耐震化を促進するため、耐震性の低い施設を中心とした耐震補強事業等を支援。	52億円 ※平成23年度第3次補正予算において、積み増し予定	文部科学省
			公立学校施設災害復旧事業(津波)	津波により被害を受けた学校施設で原形復旧が不可能な場合や原形復旧が著しく困難な場合等には、学校を移転復旧することが可能。	962億円 ※平成23年度第3次補正予算において、積み増し予定	文部科学省
		子どもの遊び場の提供を行う	放課後子ども教室の推進	地域住民の参画により、放課後や週末等に学校の余裕教室や公民館等を活用して、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する取組を支援。 実施にあたって、活動内容、実施日数・時間等に制限は無く、平成22年度は全国9,280箇所、地域の実情に応じた様々な活動が実施されている。 ・放課後の子どもたちの宿題や自由遊びの見守り ・地域の大人との交流活動 ・放課後や週末等に地域住民の協力によりスポーツや工作、昔遊びなど、様々な活動を実施。	94.5億円の内数	文部科学省

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
③ 学校	子どもの健康が不安	専門家による教職員への指導助言、児童生徒等の健康相談等を実施	子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業	子どもの現代的な健康課題に対応するため、各診療科の専門医等を学校等に派遣し、専門家による教職員への指導助言、講話や講演、児童生徒等の健康相談等を行う。	0.3億円	文部科学省
	子どもの心のケアが必要	心のケアについての支援を行う	緊急スクールカウンセラー等派遣事業	「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」として、被災した幼児児童生徒や教職員等の心のケア、教職員・保護者への助言・援助などに対応するため、被災地域や被災した幼児児童生徒等を受け入れた幼稚園・小学校・中学校・高等学校等へのスクールカウンセラー等の派遣に必要な経費を措置。	30億円 ※平成23年度第3次補正予算においても要求予定	文部科学省

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
④ 健康面	高齢のため病気がち、身体のこと が不安、介護が必要	保健師等による巡回訪問を実施	被災地健康支援事業	仮設住宅での生活の長期化等による健康状態の悪化を防ぐため巡回保健指導等を行うための支援を行うもの。	※23年度第3次補正予算において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金へ積み増し予定	厚生労働省
		医療チームによる被災地の救護所等における医療活動を実施	大学病院による支援	各国公私立大学病院の医師・看護師・薬剤師等からなる医療チームが被災地の救護所等において医療活動を実施(7月11日現在、延べ5,512名の医師、看護師等を派遣)	—	文部科学省
		見守り巡回を行う	地域支え合い体制づくり事業	仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、生活支援、地域交流などの総合的な機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を推進している。「サポート拠点」において見守りの巡回を行うことは可能である。	70億円 ※平成23年度第三次補正予算において介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)を積み増し、1年間延長予定	厚生労働省
		健康生活サポーター(仮称)実践養成事業		研修を受けた地域住民を「健康生活サポーター(仮称)」とし、高齢者宅を訪問し、健康相談を行い、体操や食事会など様々な活動への参加を促す事業を実施。	雇用創出基金事業を活用	厚生労働省
		生活不活発病対策を実施	地域支え合い体制づくり事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談室の設置推進 サポート拠点や仮設診療所に健康相談室を設置し、看護師による健康相談を実施する事業を実施。 訪問型健康相談の推進 訪問看護ステーションの看護師が高齢者宅を訪問し、健康相談を実施する事業を実施。 	70億円 ※平成23年度第三次補正予算において介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)を積み増し、1年間延長予定	

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
④ 健康面	仮設住宅での生活が長く続き、精神的に不安定	心のケアチーム(精神科医、精神保健福祉士等)による巡回訪問を実施	被災者の心のケア事業	精神科医、精神保健福祉士、看護師等の平均4,5名で構成される心のケアチームが、保健師の活動等と連携を取って仮設住宅への訪問支援を行う。 (避難所においては、精神科医、精神保健福祉士、看護師等の平均4,5名で構成される心のケアチームが、災害救助法に基づき巡回訪問を実施してきた。)	※平成23年度第3次補正予算において、障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しの上、メニュー追加予定	厚生労働省
			こころの窓口	電話での相談窓口や子どもたちの心のケアに役立つ資料を以下の文部科学省ホームページ「こころの窓口」にて掲載。 http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1303886.htm	—	文部科学省
		ホットラインによる電話相談窓口を設置及び被災地における電話相談・窓口相談・訪問相談の実施	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業	被災地の自治体と協力し、震災に関連する悩み全般に関する相談や、配偶者等からの暴力や性暴力などに関する相談を受け付ける臨時的相談窓口を開設し、女性の悩み相談や暴力被害者支援を行っている全国のNPOや男女センターなどの相談員を被災地に派遣し、電話相談及び窓口相談を実施するほか、相談者の希望に応じ、仮設住宅等への訪問相談を実施する。被災地に派遣する相談員等には、事前研修を実施する。また、相談事業実施中に、相談状況について適宜取りまとめを実施し、被災者支援等の関係者に情報提供することにより、避難者が居住する地方公共団体における被災者支援への女性の視点の盛り込みを促す。	0.1億円 ※平成23年度第3次補正予算において拡充予定。	内閣府
			心のケアに関する手帳を配布	—	心のケアのための手帳、「ほっと安心手帳」を配布	—

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
④ 健康面	食生活が不規則で心配、食事が満足に作れない	管理栄養士等による巡回訪問を実施	被災地健康支援事業 【再掲】	仮設住宅での生活の長期化等による健康状態の悪化を防ぐため巡回栄養指導等を行うための支援を行うもの。	※23年度第3次補正予算において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金へ積み増し予定。	厚生労働省
		配食サービスを行う	地域支え合い体制づくり事業 【再掲】	仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、生活支援、地域交流などの総合的な機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を推進している。(「サポート拠点」において配食サービスの提供は可能である。)	70億円 ※平成23年度第三次補正予算において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)を積み増し、1年間延長拡充予定。	厚生労働省

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
⑤ 近所付き合い	住民同士のコミュニケーションがほとんどなく孤独	地域交流の場の提供	地域支え合い体制づくり事業【再掲】	仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、生活支援、地域交流などの総合的な機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を推進している。	70億円 ※平成23年度第3次補正予算において介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)を積み増し、1年間延長予定。	厚生労働省
			貧困・困窮者の「絆」再生事業	自治体やNPO法人等が、被災者の生活再建の観点から被災者への支援事業を実施する際に必要な経費に対して助成を行うもの。	100億円の内数 ※平成23年度第3次補正予算において、緊急雇用創出基金(住まい対策)を拡充・積み増し、平成24年度末まで延長予定。	厚生労働省
		見守り巡回を行う	貧困・困窮者の「絆」再生事業【再掲】	自治体やNPO法人等が、被災者の生活再建の観点から被災者への支援事業を実施する際に必要な経費に対して助成を行うもの。	100億円の内数 ※平成23年度第3次補正予算において、緊急雇用創出基金(住まい対策)を拡充・積み増し、平成24年度末まで延長予定。	厚生労働省
			民生委員による見守り活動	仮設住宅等において、民生委員が巡回訪問等見守り活動を実施。集会所等におけるサロン活動にも、参加者の話し相手やサロンの準備等に民生委員が協力。	—	厚生労働省
		新たなコミュニティを作る(コミュニティの再構築も含む)	地域における男女共同参画連携支援事業	地方公共団体、地域のNPO、企業、大学等でネットワークを構築し、男女共同参画の視点を取り入れ、地域のコミュニティ形成に資する。	0.18億円のうち一部を震災枠とする	内閣府
			地域における男女共同参画アドバイザー派遣事業【再掲】	地域コミュニティの形成のため、専門家を派遣し、男女共同参画の観点からの助言等を実施。専門家に対する旅費、謝金等を支給。	0.07億円のうち一部を震災枠とする	内閣府

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
⑤ 近所付き合い	自治会組織を早く立ち上げてほしい	自治会の早期設置・活動を支援	貧困・困窮者の「絆」再生事業【再掲】	自治体やNPO法人等が、被災者の生活再建の観点から見守りの巡回等の被災者への支援事業を実施する際に必要な経費に対して助成を行うもの。	100億円の内数 ※平成23年度第3次補正予算において、緊急雇用創出基金(住まい対策)を拡充・積み増しし、平成24年度末まで延長予定。	厚生労働省
	防犯面で不安、駐在所を設置してほしい	警察官によるパトロールを実施、駐在所の設置	仮設住宅における防犯活動等	<ul style="list-style-type: none"> 被災県の警察及び全国から派遣された警察により、仮設住宅への戸別訪問や防犯上の留意事項を記載した冊子等の配布による防犯指導、仮設住宅における「警察官立寄所」の指定やパトロール等の防犯活動を実施。 仮設住宅居住者の中から、仮設住宅における自主防犯活動の活性化を図る核として、仮設住宅における同活動の推進等を役割とした「地域防犯サポーター」の委嘱を実施。 	—	警察庁
			駐在所の復旧事業等	駐在所の修繕や仮庁舎の設置を行う。	※23年度第3次補正予算において要求予定	

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
⑥ その他生活面	郵便局や金融機関の窓口、ATMが近くにない。	郵便局の設置	—	【日本郵政グループの取組】 被災により営業休止中の郵便局の早急な営業再開に向けた取組を行っており、局舎の修繕により営業再開が可能な郵便局については全て再開済み。局舎の全壊、流失により営業休止中の郵便局については、仮設住宅の設置状況や地域の住民ニーズを踏まえて仮設建物の設置や、それ以外への移転によって早期再開に取り組んでおり、10月11日現在で5郵便局が再開済み。今後、年内に約20の郵便局が再開の見込み。※ また、郵便局窓口再開までの間、車両型郵便局によるATMサービス等も実施し、仮設住宅の入居者を含む住民へのサービスを実施している。 ※:例えば、宮城県亘理町、福島県相馬市やいわき市では、大規模な仮設住宅団地のそばで、仮設建物による郵便局の営業開始に向け準備中。	—	総務省
		被災者の便宜に考慮した措置を適切に講ずるよう促す	—	金融機関に対して被災者の便宜に考慮した措置を適切に講ずるよう要請し、その後も金融の円滑化に万全を期すよう、繰り返し要請。	—	金融庁
	固定電話を早く引きたい	固定電話の開通工事を早期に行う	—	(NTT東日本の取組) 5～8月を中心に加入電話の新規申込み等が集中したため、開通までに時間を要した。しかし現在では応急仮設住宅のあるほぼ全ての地区で積滞は解消しており、当該地区においては、申込後最短3日程度で開通可能な状態となっている。	—	総務省

項目	課題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			
			取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注1)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。 (注2)平成23年度第3次補正要求については※印で記載	担当省庁
⑥ その他生活面	ペットを飼っている住民にマナーをしっかりと指導してほしい	ペットの取扱いに関する情報を提供する	-	仮設住宅等におけるペットとの同居について、東北地方環境事務所を通じて被災自治体に要請。 被災自治体向けQ&A集において、仮設住宅におけるペットの取扱いに関する配慮事項を掲載し、周知を図る。	-	環境省
	公営住宅を早く建ててほしい	災害公営住宅の整備に係る支援	災害公営住宅整備事業等	東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定確保を支援するため、地方公共団体が低廉な家賃で賃貸する災害公営住宅の整備等に係る費用を支援している。	1,116億円 ※平成23年度第3次補正予算において、積み増し予定。	国土交通省
	防波堤、国道、鉄道等の復旧計画を早く立ててほしい。	復興施策の事業計画及び工程表の取りまとめ	-	東日本大震災復興対策本部は、市町村の復興計画の策定に資するため、防波堤、国道、鉄道等の公共インフラ整備等に係る復旧・復興に向けた基本的考え方や目標を記載した「各府省の復興施策の事業計画及び工程表」を取りまとめ、公表したところ。 今後、節目節目において、事業計画と工程表の具体化などの見直しを行い、取りまとめの上、公表していく予定。	-	復興対策本部事務局
	被災者支援、地域復興など課題全般	活動支援拠点の構築、被災者支援、地域復興などの取組の実施	新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業	震災に関する諸課題の解決を目的としたNPO等の「新しい公共」の担い手の取り組みを幅広く支援。	87.5億円の内数 ※23年度第3次補正予算において拡充予定。	内閣府